

# 読書バリアフリー法施行に伴うアクセシブルな電子データ提供に関する出版社の意識と課題（Ⅱ）：出版社への質問紙調査を通して

小松幸男<sup>†</sup> (lz280011@senshu-u.jp), 植村八潮<sup>†</sup> (yashio@isc.senshu-u.ac.jp),

野口武悟<sup>†</sup> (takenori@isc.senshu-u.ac.jp), 樋口清一<sup>‡</sup> (higuchi@jbpa.or.jp)

専修大学文学部<sup>†</sup>, 日本書籍出版協会<sup>‡</sup>

## 第1章 研究背景

本稿は2019年11月2日、情報メディア学会第21回研究会において中間発表を行った「読書バリアフリー法施行に伴うアクセシブルな電子データ提供に関する出版社の意識と課題:出版社への質問紙調査を通して」の最終報告である。

### 1.1. 読書バリアフリー法の概要と本研究で扱う項目

2019年6月28日、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が公布、施行された。読書バリアフリー法は「視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与」することを目的としている（第1条）。

この目的に基づき、読書バリアフリー法では出版社やボランティア団体、障害当事者団体などの関係機関に対する国、地方公共団体の責務として、第9条から第17条にわたって「基本的施策」を提示している。本研究では基本的施策の中でも第11条の「特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援」の第2項に当たる出版者の電磁的記録提供に関して取り扱う。第11条2項では、「国は、特定書籍及び特定電子書籍の効率的な製作を促進するため、出版を行う者からの特定電子書籍又は特定電子書籍の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」としている。第11条2項の「電磁的記録」は、出版社が書籍を作成する際に扱われるテキストデータなどの電子データを指す。

### 1.2. 電子データの提供における出版社の負担

#### 1.2.1. 出版社による電子データ提供の必要性

書籍の点訳、PCのスクリーンリーダーによる書籍の読み上げ、マルチメディア DAISY 図書のアクセシブルな書籍・電子書籍の製作には専用のPCソフトウェアによる電子データの読み込み、または加工が必要である。電子データを得るためにはOCR（Optical Character Recognition/Reader, 光学的文字認識）技術による紙媒体からの文字の取り込み、もしくは出版社からのデータ提供といった手段が考えられる。植村（2010）<sup>1)</sup>はOCRと出版社から提供を受けた印刷用の書籍原稿データを用いてテキストデータ化を行う時間や作業について比較を行っている。この結論において「視覚障害などによって読みに困難を生じている者の読書環境の改善のためには、印刷用データからエクスポートしたtxt形式のデータは、有用な資源となる。出版社・印刷所は、このことを強く認識し、データの提供に積極的に取り組むべきである。」と言及している。OCRによる電子データ抽出は書籍全項を機器によって光学認識するため、時間と手間がかかり、精度も良いとは言いがたい。対して出版社による電子データ提供では紙媒体用に組版されたデータの修正の必要性があるものの質の高い点訳、読み上げ等ができる可能性が高い。

#### 1.2.2. 電子データ提供における出版社の負担

植村（2008）は出版社が電子データを提供する際の懸念点についても、電子データ提供の可否とその理由を出版社に問い合わせることで明らかにしている。出版社は通常テキストデータを社内に残さず、印刷会社がDTP（Desk Top Publishing）ソフトで組版された印刷用データを保持している。よって出版社は印刷会社と交渉し

<sup>1)</sup>植村要・山口真紀・櫻井悟史・鹿島萌子、「書籍のテキストデータ化にかかるコストについての実証的研究—視覚障害者の読書環境の改善に向けて—」,立命館大学大学院先端総合学術研究科紀要「Core Ethics」vol.6,p46 立命館大学大学院先端総合学術研究科,2010.

## 読書バリアフリー法施行に伴うアクセシブルな電子データ提供に関する出版社の意識と課題(Ⅱ): 出版社への質問紙調査を通して

てデータを手に入れる必要がある。印刷会社からのデータ買い取りに伴う取り決めがないことや、印刷用データをテキストデータに変換する作業の負担が電子データ提供を難しくする要因の一つである。また多くの場合、初版発行時の著作権者と出版社の契約は印刷による出版を想定したものであり、著作権者に許諾を得る必要性が生じる。この際の人件費、単純な連絡の手間もコストとして挙げられる。加えてテキストデータを提供しない出版社・印刷会社の大きな懸念がデータの利用目的に沿わない流用にある。この点について植村(2008)<sup>2</sup>は「データの複製・改ざん、外部への流出は、意図的になされる場合もあれば、事故として起こる場合もある。たしかに出版社の危惧は、故のないことではないのである。テキストデータを提供しないとすると出版社は、この危惧をその決定要因の大きな一つとしている。」と言及している。同様の懸念は印刷会社にもある。印刷会社はデータの提供することによって、出版社が他の印刷会社で再版や重版を行うことで、乗り換えをされてしまうリスクを危惧してデータ提供を拒むケースがあるという。

## 第2章 研究目的と方法

## 2.1. 研究目的

前章の現状と先行研究から、障害当事者等への電子データの提供は一部の出版社によってすでに取り組みがあるものの、出版社の負担の上に成り立っていることが分かる。また、読書バリアフリー法の施行によってアクセシブルな書籍、電子書籍の普及が期待される中で、出版社の電子データ提供の重要性は高まっている。

これらの点から、本研究では読書バリアフリー法の施行において出版社の電子データ提供に対する意向や実態を明らかにし、アクセシブルな書籍・電子書籍の普及に資することを目的とする。

## 2.2. 研究対象と方法

障害者等に向けた出版社の電子データ提供の現状を知るため質問紙調査を行った。調査は日本書籍出版協会の協力の下、同協会加盟社の412社と版元ドットコム会員版元333社、日本出版社協議会86社にメーリングリストを通してWEB上のアンケートフォームのリンクを送信した。

<sup>2</sup>植村要,「出版社から読者へ、書籍テキストデータの提供を困難にしている背景について」,立命館大学大学院先端総合学術研究科紀要「Core Ethics」vol.4,p19立命館大学大学院先端総合学術研究科,2008

送信日は日本書籍出版協会加盟社と版元ドットコム会員版元が2019年9月25日、日本出版社協議会加盟社が2019年10月17日である。期間は送信日から2019年11月22日までとした。調査対象の概要と対象とした理由を以下の通りである。

日本書籍出版協会は1957年設立の出版社の業界団体である。日本の出版社団体の中で最も規模が大きく、大手出版社から中規模出版社まで幅広く対象とできることから研究対象とした。

版元ドットコムは、WEBサイトでの書誌情報の公開やそれを用いたオンライン販売、出版社同士の情報共有などを行う出版社団体である。個人経営を含む中小出版社を対象とできるため研究対象とした。

日本出版社協議会は1978年に公正取引委員会の再販制度廃止の動きに反対した小出版社が設立した出版流通対策協議会を前身とする業界団体で、2012年に法人となり活動している。日本書籍出版協会や版元ドットコムに所属しない小出版社を対象とするために研究対象に選出した。

## 第3章 研究結果

## 3.1. アンケートの回収率

アンケート全体の有効回答数は73件である。全体の回収率は9%だった。なお、アンケートを依頼した団体ごとに回収率を集計した結果、日本書籍出版協会が10%、版元ドットコムが10%、日本出版社協議会が7%だった(重複所属の出版社を含む)。

## 3.2. 読書バリアフリー法への意識

## 3.2.1. 読書バリアフリー法への理解と関心

はじめに読書バリアフリー法の内容への理解を尋ねた。結果は「詳しくは知らないが、法制化について知っている」が39社(53%)と最も多かった(図1)。次いで「よく知らない」が27社(37%)、「内容について詳しく知っている」は7社(10%)だった。読書バリアフリー法を知っている社は合わせて6割を超えたが、全体の半数の出版社は法制化について知っているのみに留まった。

読書バリアフリー法施行に伴うアクセシブルな電子データ提供に関する出版社の意識と課題 (II) : 出版社への質問紙調査を通して

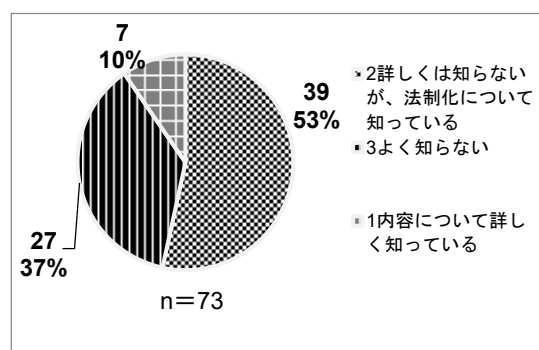


図1 読書バリアフリー法への理解

続いて、読書バリアフリー法に対する現時点の関心を尋ねた。「どのような影響があるかわからないが、動向に関心がある」が最も多く45社(62%)だった(図2)。次いで「今後の出版活動に影響を与える可能性があると思うので関心がある」が19社(26%)。「よくわからない」が7社(10%)、「特に喫緊の課題ではない」が1社(1%)、「関心はない」が1社(1%)となった。全体では「関心がある」と答えた出版社は合わせて87%と高い値となった。しかしよくわからないという回答に加えて、「どのような影響があるかわからないが関心がある」という回答が多く、どのような対応が必要となるかという知見や事例が少ない出版社の存在がうかがえる。

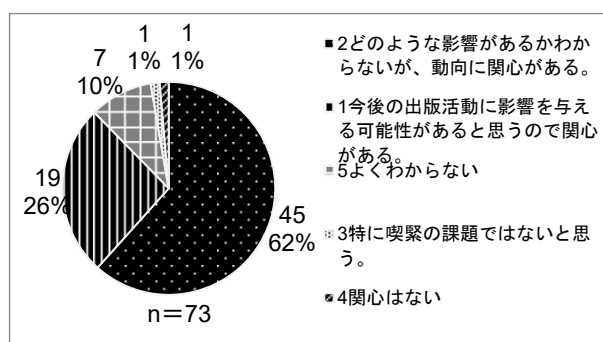


図2 読書バリアフリー法への関心

### 3.2.2. 電子データ提供の対応方針

今後電子データ提供を求められた場合に考えられる対応を尋ねた設問では、回答数の多かった順に「条件付きで提供する」45社(62%)、「障害者の利用なら、無条件で提供する」が11社(15%)、「断る」が6社(8%)、「その他」11社(15%)だった(図3)。その他の回答では「著者の考えによる」、「自社発行の書籍についてはテキストデータ引換券をつけている」、「専門書出版の性質上提出を求められることを想定していない」、「ほぼ全ての出版物がEPUB形式の電子書籍であるため、すでに対応できていると考える」といった回答が見られた。また、障害者の求める形が不明のため検討が必要、または対応がわから

ないとする回答が6件あった。

「条件付きで提供する」、「障害者の利用なら無条件で提供する」という回答は合わせて77%と高い割合だったが、一方で明確に「断る」と答えた社が6社あり、「その他」回答でも対応がわからないという回答があった。

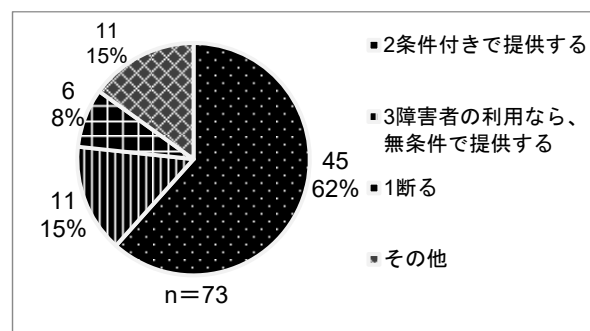


図3 電子データ提供の対応方針

### 3.2.3. 「条件付きで提供する」場合の提供条件

前問に続いて「条件付きで提供する」場合に考えられる提供条件を複数回答で尋ねた。回答は「データ形式によっては提供することが可能」が32件、「データ保護の目的から覚書を条件に提供する」が25件、「経費負担を条件に提供する」が21件、「その他」が3件だった。「その他」の回答として「データ化が可能であること」、「一定の条件の下で無償提供することも」、「経費負担は金額や条件によって」という回答があった(図4)。

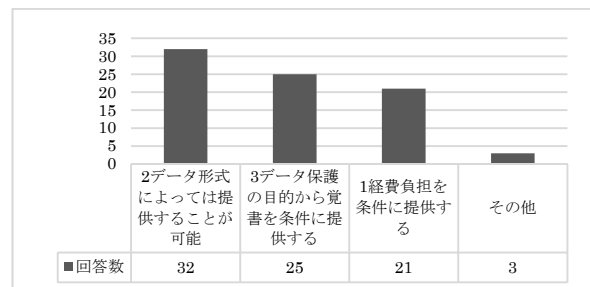


図4 「条件付きで提供する」場合の提供条件

### 3.2.4. 電子データ提供を「断る」理由

今後の電子データ提供の方針で「断る」と答えた社6社に理由を複数回答で尋ねた。「社内に提供できるデータがない」と「データ生成のための社内体制やプロセスが整っていない」がどちらも4件、「本来の目的を超えて流用される恐れがある」と「許諾/管理などの手間がかかり日常業務に差し支える」がどちらも3件、「著作者の了解を得ることが難しい」が2件、「著作者の了解を取る事務処理時間が取れない」が1件、「その他」で「電子書籍の購入を促したい」が1件だった(図5)。

読書バリアフリー法施行に伴うアクセシブルな電子データ提供に関する出版社の意識と課題(Ⅱ): 出版社への質問紙調査を通して

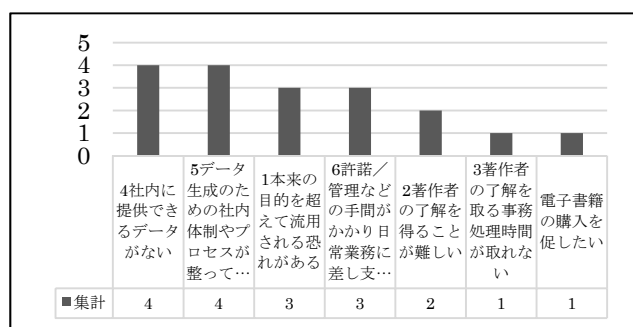


図5 電子データ提供を「断る」理由

3.2.5. 提供可能なデータ形式

「データ形式によっては提供することが可能」とした社の提供可能なデータ形式を尋ねた設問では「PDF」が21件、「テキストデータ」が13件、「EPUB」が5件、「InDesign等の印刷用データ」が5件、その他が4件だった(図6)。その他回答では「先方の要望による」、「アイテムによってデータ保持方法が違うので、一概には言えない」、「先様希望によってWordかpdfを選択できるようにする。実施中。」、「権利関係などでデータ化できない商品は不可」という回答などがあった。

「PDF」の回答が21件と最も多い結果となったが、PDFファイルや印刷用データはアクセシブルな電子書籍への利用を踏まえてテキストの順番指定や、読み上げに利用するルビの付与、読み上げ時の図表の代替テキストの入力などの構造化を行っていない場合、そのままでは障害当事者が利用できない可能性が高い。設問では、どの程度までアクセシブルに対応した状態のファイルかは尋ねなかったが、こうした構造化の作業負担を考えると、通常の本編編集に利用されたファイルに構造化を行うことは少ないと考えられることから通常のPDFファイルを前提とした回答である可能性が考えられる。

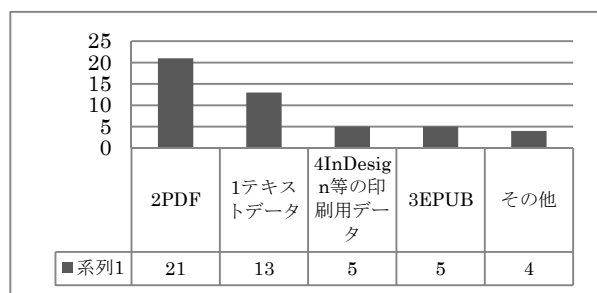


図6 提供可能なデータ形式

3.2.6. 経費負担の目安

「経費負担を条件に提供する」とした社に求める費用の目安を自由回答で尋ねた。主な回答として、「現時点で目安は不明である」、「要求を見なければわからない」、「印刷データをテキスト化もしくはPDF化するのにかかっ

た実費」、「メールでの送付なら無料ですが、フロッピーやUSBでの提供の場合は、まずその媒体をお送りいただき、それプラス返送用の郵送料をいただきたいと思います。またデータの提供は、紙の書籍を購入した方に限ります。」、「当該書籍の購入(一部使用の場合は当該書籍代を超えない範囲で相談)」、「読者に経費負担を要請するものではなく、公的な助成金が必要と考える」といった回答が見られた。

また、印刷データをテキストデータに変換する費用について、具体的な費用を答えた社を見ると、「5000~10000円」、「8000~10000円」、「20000円」という回答があった。電子データ提供の要望があった際、通常の本編購入の数倍の費用負担を障害当事者、あるいは出版社が負担するということになる。

3.3. 過去の電子データ提供の実績

3.3.1. 電子データ提供の問い合わせ、申し込みの有無

出版社に過去の電子データ提供の経験について尋ねた。過去出版物の電子データ提供に関して申し込みや問い合わせを受けたことがあるかを複数回答で尋ねた設問では、「これまで具体的な問合せや要望はない」が33件と最も多い回答だった。しかしながら、「障害者が学ぶ教育機関から問い合わせがあった」16件、「障害当事者・関係者から問い合わせがあった」16件、「障害者サービスを提供する図書館から問い合わせがあった」14件、「著者を介して要望があった」7件といずれかの関係者から問い合わせを受けたことがあるものが約6割となった(図7)。「その他」5件では、「電子データではなく紙媒体の提供の問い合わせを受けたことがある」、「自社電子書籍プラットフォームにて読み上げ対応の問い合わせを受けた」、「大学でのテキストの電子書籍化あり」などの回答があった。この結果から電子データ提供の要望がある場合、障害当事者からの問い合わせよりも、関係する教育機関や図書館などが仲介して間接的に電子データ提供の問い合わせを受けるケースが多いことがわかる。また、実際にデータ提供を行ったことがある社は33社(45%)、行ったことがない社は40社(55%)となった。

読書バリアフリー法施行に伴うアクセシブルな電子データ提供に関する出版社の意識と課題 (II) : 出版社への質問紙調査を通して

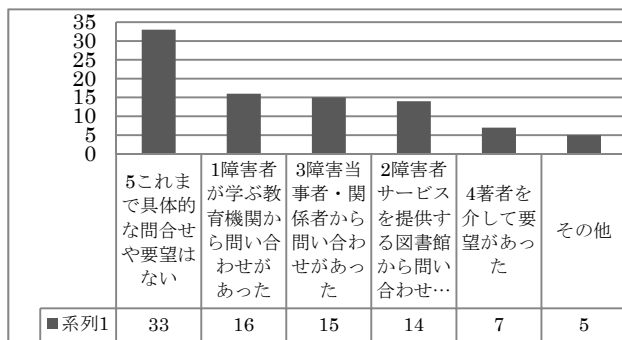


図 7 電子データ提供の問い合わせ、申し込みを受けた経験

### 3.3.2. 過去提供時の提供条件

提供を行ったことがある社について、提供時の条件を複数回答で尋ねた。結果は「覚書を取り交わす」が 16 件と最も多かった。次いで「授業における採用教科書に限定する」が 11 件、「金銭の授受」が 5 件、「その他」が 13 件だった (図 8)。その他の回答では「書籍の購入を前提とする」、「書籍にテキストデータ引換券をつけて発行している」、「教科書バリアフリー法に則って提供した」、「図書館は先方への信頼からメールベースで外部への提供をしないよう伝えてデータを提供」、「著者関係者、著者からの紹介であったので、特に条件を付けなかった。信頼関係のみ」などの回答があった。

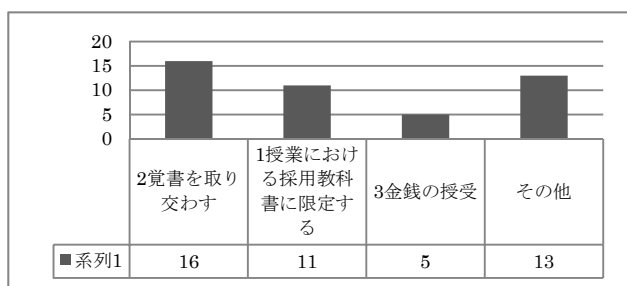


図 8 過去提供時の条件

### 3.3.3. 過去提供時のデータ形式と提供手段

過去提供時のデータ形式は「PDF」が 19 社(43%)、「テキストデータ」が 17 社(40%)、「InDesign などの印刷用データ」が 5 社(12%)、「その他」で「TEX のソースデータ」と「不明」が 1 件ずつだった (図 9)。

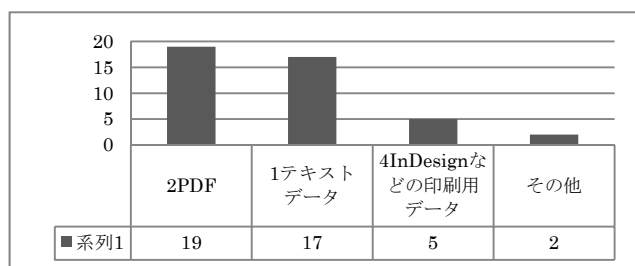


図 9 過去提供時の提供データ形式  
また、電子データの提供手段は「インターネット送信」

が 19 社(58%)、「DVD 等のパッケージ媒体での提供」が 12 社(36%)だった。その他の回答として「メールで添付」が 1 社、「パッケージ媒体、インターネット送信双方に該当」が 1 社だった。

### 3.3.4. 過去提供を行った時期

提供時期については 2010 年代の回答が 73%となった。最も古くからデータ提供を行っている社では 1999 年頃との回答が見られた (図 10)。その他回答では、「数年おきに要望を受けて提供している」、「手話関係の書籍をろうあ団体様へ提供したことがあったり教科書への転載の要望に対応」という回答があった。古くから提供を行い続けている社が見られる一方で近年から提供を開始している出版社も見られる結果となった。

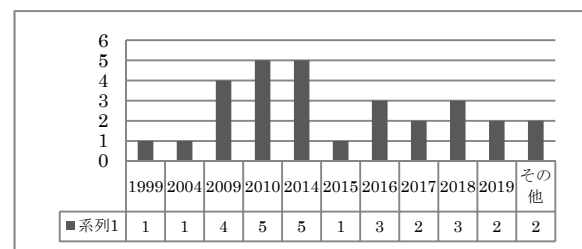


図 10 電子データ提供始めた時期

### 3.3.5. 印刷会社との取り決め

印刷会社との取り決めの有無については「ない」が 26 社(79%)、「ある」が 7 社(21%)となった。取り決めがあると回答した社の取り決め内容は「完成時の PDF データの無償提供」と「用途の制限」、「テキストデータの提供額」、「覚書を締結している大学に限り、講義で教科書指定されているものは、原則無償提供をしているが、組版ソフト等の関係で、テキストデータの抽出等に手間がかかる場合は、実費負担としている」といった回答が見られた。印刷会社との取り決めがなくても過去電子データ提供の取り組みを行っていることから、こうした出版社は決まった取り決めでなく問い合わせ等があった際のみ提供を印刷会社にデータの提供を申し込む、あるいは自社の持つデータからの提供を行っていると考えられる。

### 3.4. 電子出版と TTS(音声読み上げ)許諾

電子書籍と TTS(音声読み上げ)に関して、著者の許諾の有無や TTS 可能な電子書籍点数などについて尋ねた。

電子出版契約において、TTS の許諾を著作権者から得ているかという設問では、「特に対応していない」が最も多く、37 社(51%)だった。次いで、「書協の(出版契約の)ヒナ形により、許諾を取っている」が 23 社(31%)、「自社独自の契約書により、許諾を取っている」が 6 社(8%)、

読書バリアフリー法施行に伴うアクセシブルな電子データ提供に関する出版社の意識と課題(Ⅱ): 出版社への質問紙調査を通して

「その他」が7社(10%)となった(図11)。主な「その他」回答として「障害者の利用については点訳やDAISYのころから許諾されているものと認識しており、問い合わせがあればそのように答えている」、「基本的に著作権譲渡契約を著者と締結している」、「口頭で意思確認」といった回答が見られた。

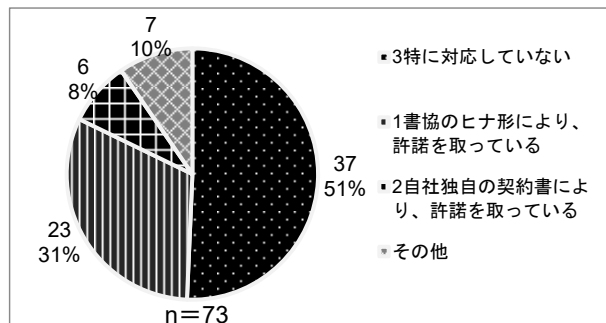


図11 著作者との電子出版契約におけるTTSの許諾の有無

著作権者からTTS許諾を得ている電子書籍で、電子図書館サービス等に対して、音声読み上げを許諾していない作品の有無を尋ねた設問では、「ない」が59社(81%)、「ある」が14社(19%)だった。しかし続いて電子図書館サービス提供作品でTTSの許諾を出している書籍の点数を尋ねた設問では、「0点」が44社(72%)となっており、電子図書館サービス等にはTTS可能な電子書籍の提供がない社がほとんどであることがうかがえる(表1)。

また、著作権者からTTS許諾を得ている電子書籍で、電子図書館サービス等に対して、音声読み上げを許諾していない作品が「ある」と回答した社に理由を自由記述で尋ねた設問では、「発行から一定の時間を経たうえて、電子図書館等へ対応するため」、「PDFデータの提供である(テキストデータではない)ため」、「高度な数式を含む学術書なので、いまのところ図書館からの要望はないため。また、これからもないのでと思っている」といった回答があった。

表1 電子図書館サービス提供作品でTTSの許諾を出している書籍の点数

書籍点数	回答数	回答数の割合
0	44	72%
1	2	3%
9	1	2%
13	1	2%
15	1	2%
18	1	2%

60	1	2%
70	1	2%
300	1	2%
約1000	1	2%
約1700	1	2%
不明	6	10%
総計	61	100%

### 3.5.各社の懸念事項、期待する事項

#### 3.5.1. 電子データ提供への懸念点

各社に自由回答として、TTS(音声読み上げ)の許諾を含めたアクセシブルな電子データ提供の懸念事項を尋ねた。各回答で触れられている事項を簡易的にまとめると、「原則として対応する」、「対応は可能である」という回答が18件見られた。一方で懸念点として最も多かった意見が「データ流出のリスク」であり、これに触れた回答は15件あった。次いで印刷用データからテキストデータを抽出するための「経費」に触れた回答が11件、著作者への連絡や障害当事者への対応などの「作業負担」について言及したものが7件、データ形式などの「規格の統一」について触れたものが3件、電子データ提供の許諾や権利の侵害についてなど「著者」について言及したものが3件あった。そのほか、少数意見として、「業界のコンセンサス」、「電子データを管理する団体」、「原則として電子書籍で対応すべき」、「提供したデータがどのように利用されたかというトレーサビリティ」、「専門性の高い書籍や図画の多い書籍の需要」、「社内の理解」、「読み上げの精度」、「翻訳原著との交渉」、「オーディオブック市場との競合」などについて言及された回答があった。

以下、主だった自由記述回答について言及する。

#### ①データ流出に言及した回答

▼音声化については特に懸念はない。ただし元になるデータを提供する場合には流出・無断使用の懸念がある。その点がクリアされるなら、問題はない。

▼提供を求められれば提供しようと考えます。懸念事項としては、やはりデジタルデータなので、紙よりも簡単に安易に転載、再配信されることも考えられます。技術的なセキュリティ対応が望まれるのではないのでしょうか。

▼ぜひ協力したいし、図書館や団体、利用者の悪意は疑

読書バリアフリー法施行に伴うアクセシブルな電子データ提供に関する出版社の意識と課題(Ⅱ): 出版社への質問紙調査を通して

っていない。ただデータを提供した場合、そのデータが(事故や外部の悪意などで)流出した場合の損害責任は実質とれないと思う。そのあたりのフォローについてどのようになっているのか知りたい。

出版社に提供の意思があっても、インターネット上などでデータ流出は拡散を抑えることが非常に難しい。出版社が慎重な姿勢を取ることも当然と言える。一部の回答や他の設問の回答でも、図書館や大学、障害当事者を信頼して電子データ提供を行っている出版社が見受けられたが、データ流出のリスクを出版社が負い続けるのは健全とは言い難いだろう。DRM(デジタル著作権管理)技術の活用や、データ流出を防ぐ組織、あるいは管理体制の整備が必要であると考えます。

②電子データ提供の経費に言及した回答

▼視覚障害のある方等の読書環境の改善や法の趣旨の通り、できるだけ対応は考えています。一方で、データ提供の申し出が最近増えてきており、これ以上増えてくると、作業経費をご負担していただくことも含め考慮していかざるを得なくなるかもしれないと考えています。今後のデータ提供の要請状況を注視しています。

▼出版社としては、アクセシブルなデジタルデータの提供の重要さは認識している一方、著作権保護や著作者の収益の担保はどのようになされるかは懸念事項である。

▼過去の電子データ提供の設問や電子データ提供の方針の設問でも無償で対応するとする出版社の回答が見られた。しかし電子データの抽出などに掛かる実費は1万円を超えるケースもあり、今後提供を望む声が高まれば無償での提供は難しいものになって行くと考えます。

③作業負担に言及した回答

▼社員数が少なく、フラット・テキストなどにする手間はとてもないので、PDFデータでの提供が精一杯である。ただし、PDFデータの場合、専門書の場合そのままではTTSには利用できない場合が多いと思われる。それらを利用出来る形にする手間や費用は公的補助によって行うべきと考える。公的機関が介在することによって、提供したPDFデータが当初の利用者以外に使われることも抑止できるのではないかと考える。また、大学図書館、公共図書館などで複数にわたって利用されるのであれば、著作権の問題もあり、それなり

の対価が必要となるのではないかと。それらも、公的補助の対象とすべきと考える。

▼事務手続きおよび確認作業や問い合わせ等も増えると思われる。

積極的な電子データの提供を行っている出版社は学術専門系の出版社が多く、その殆どは中小規模の出版社である。新たな出版物を作る一方で、著者への許諾確認や印刷会社、障害者側への対応は非常に重い作業負担となると考える。

④その他の主だった回答

▼医学書出版ですので、そもそもそういった要請があるかどうか分からないため想像がつかない。また、万一要請があった場合は可能な限り対応しては行きたいと考えるが、図版本や一部専門医向け書籍等の本当に必要とされているかどうか分からない書籍なども一括で要請がこないかどうか気になります。要請者が内容等吟味されたうえでそういった要請があった場合はできる限り対応していきたい。

▼厚労省を中心にTTSデータの提供先となる団体(電子取次的な)が設立(あるいは委託)され、そこから助成金が支払われるような形がきちんと整えば、電子書籍と同じ程度に増える可能性もあると思う。個々の図書館や個人が直接版元とやりとりしていく方法では拡大しないと思うし、トラブルも発生すると思う。

▼PDFなら提供可能ですが、写真キャプションや註釈などが含まれているので、障害をもつみなさんにとってそれがどこまで有用なデータになり得るのかわかりません。文字のみの書籍なら問題ないですが、複雑なレイアウトをしている場合に何が求められ、どのように対応したら役に立てるのか、情報の共有が必要かと考えます。

▼正直大きな利益が見込めることではないので、(特に古いタイトルに関して)社内説明、追加著者許諾、その他実際コスト発生が心配。

その他の主だった回答を挙げた。言及されている点は高度に専門的な書籍への需要、図画本などへの需要、データの提供先となる団体の必要性、古いタイトルの書籍に関しての懸念、である。専門的な書籍や図画の多い書籍に関しては、障害当事者の利用のイメージがつかめなことが問題だろう。実際のニーズや触図などでアクセシブルな書籍に対応する例を周知することが重要であると

読書バリアフリー法施行に伴うアクセシブルな電子データ提供に関する出版社の意識と課題(Ⅱ): 出版社への質問紙調査を通して

考える。また、データ提供先となる団体についてもデータ提供の質やデータ流出を防ぐ1つの方法として重要な視点であると考えた。

### 3.5.2. 業界、行政等への希望

最後の設問として、出版社に読書バリアフリー法施行に際して、今後の課題や懸念事項、出版業界としての取組、行政への希望を自由記述回答として尋ねた。

主な回答として、行政等の「経済支援」に触れた回答が9件、「データ流出」が6件、「可能なら対応したい」が5件、「作業負担」が3件、「著作権者の許諾が取りやすい法整備や権利の明確化」が3件、「業界の理解を促したい」が3件、「許諾やデータの管理を行う組織、団体」が2件、「ガイドラインが必要」が2件、「既存の電子書籍、オーディオブック市場への支援等」が3件、「契約の雛形や交渉の標準化」が2件あった。またその他の少数意見として「障害当事者の意見や実際の利用法を知りたい」、「大きな出版社の取組が必要」、「データ規格の統一」といった回答が見られた。

以下、主だった自由記述回答について言及する。

#### ①経済支援について言及した回答

- ▼大学のテキストメーカーである弊社として、大学生への対応は法律に先んじて行ってきたと考えています。また、一定の書籍(福祉関係など)については、企画段階からデジタルデータの無償提供を予定しているものはあるものの、対象が一般にまで拡大すると、仮に実費負担をお願いしても、今のままの取組を継続することは、コスト的に不可能と考えます。何らかの公的な予算措置は必須と考えます。
- ▼これまで点字化などは、ボランティアがになってきたと思われるが、この法案の施行にともない、公的補助制度を整備し、出版社への負担、あるいは不利益にならないように、またボランティアではなく、きちんと対価を払った上でTTS、点字化などをしていく必要があると考える。そうでなければ、より多くの本をバリアフリーにすることは困難であるし、出版社も対応仕切れないのではないかと考える。
- ▼当社のような中小零細出版社は、そもそも電子書籍化が滞っているという強い印象。業界としては、そもそも電子書籍化への対応普及。その際にTTS対応するような「誘導」対応が必要。行政には、なにより、音声読み上げ(点字化も)などへの対応費用の国費負担を、デフレ脱却のためにも公共投資としてすべきと、

強く要望したい。

現在無償で障害当事者に電子データを提供している出版社でも、電子データ提供の要望が読書バリアフリー法の施行に伴って増加すれば、作業面でも費用面でも負担が大きくなるだろう。こうした負担を出版社に負わせたままにすれば、今まで取り組んできた出版社も提供を取りやめざるを得ない状況が予想される。どのような枠組にせよ出版社の経済的負担を軽減する取組が必要と考える。

#### ②作業負担に言及した回答

- ▼主旨にはおおいに賛同いたします。データ提供は、以前からバリアフリー化に取り組んでいただいていた団体・機関にとっては、負担を軽減する方向になるうかと思えます。ただ、あくまでも、ご提供できるデータは印刷物制作に主眼をおいたものですので、バリアフリー化に活用するととなると、様々な追加作業が必要になると思えます。出版不況、働き方改革など、すでにぎりぎりのところで活動している出版社にとって、その追加作業まで負担するのは厳しい現状があるうかと思えます。
- ▼(以下は会社としての見解ではなく、回答担当者個人の見解です)立法者は、あるいは(出版業界)自体も、出版物製作の実態についてよく理解していないものと思われ。そもそも「データ」は成果物が出来上がる過程で使用される中間生成物であり、その所有権が版元に属するのか印刷会社(ないしはデザイナー等、作成した当事者)に属するのか曖昧な部分がありますよね。製版フィルムの所有権に関する判例を踏襲するのであれば、所有権は印刷所にあることになります。したがって、この話は印刷会社も通過するべきものだと考えますが、いずれにせよ「データ」を提供するためには著作権者、作成者双方から許諾を得ねばならず、そのための人的/時間的費用を出版社のみが負担するのは、率直に言って一方的に過ぎるのではないのでしょうか。大前提として立法趣旨には賛同いたしますし、社会的責任として果たすだけの価値があるものと考えますが、その具体的運用に関しては検討していかねばならないと思えます。

中小企業が多くを占める出版社の中で、電子データを提供するための人的、時間的なりソースを割くことは重い負担である事がわかる。許諾確認や、印刷会社との交渉の作業負担を軽減する取組もまた必要だろう。



## 読書バリアフリー法施行に伴うアクセシブルな電子データ提供に関する出版社の意識と課題(Ⅱ): 出版社への質問紙調査を通して

## ③その他の主だった回答

- ▼預かっている著作物を品質に責任を負えない状態で提供することへの懸念はある。視覚障害者は疑問点があっても、原本と比較することが容易にはできない。疑問も持てないようなミスなら、なお問題。とはいえ、聴いて校正する余力はない。利用者のレビューをオープンに共有し、修正点などを記録・反映していく仕組みがあると、いくぶん安心できる。
- ▼交渉が標準化されていないことが大きな課題とされます。日本点字図書館・全国視覚障害者情報提供施設協会によるサピエなどのシステム構築、大学や図書館およびそれらを代表する団体、書協など関係機関の取り組み、こうした機関へのしっかりとした公的支援を希望します。
- ▼提供はできる限りしていくべきと考えるが、最低限の申請は出してほしいと思っている。その手続きの簡素化や、申請書のひな形などは業界団体で検討してほしい。

その他の主な回答では、品質を担保できないことへの懸念、交渉の標準化と関係機関の取り組み、申請についての意見を挙げた。これらについては交渉の申請の雛形や窓口を整備することで出版社と障害当事者の負担を軽減することが望ましいだろう。

## 第4章 結論と考察

## 4.1. 結論

今回の質問紙調査では、アンケートに回答した出版社の多くが読書バリアフリー法に関心を持ち、障害者等に対する電子データ提供への対応を検討している事が分かった。読書バリアフリー法に関心がある出版社は87%と高い割合であり、提供の方針でも、77%が条件付き、あるいは障害者の利用ならば無条件で電子データを提供する方針を示した。しかしながら、今回のアンケートでは回答した出版社の45%が過去実際に電子データの提供を行った実績があり、提供に積極的な出版社に回答が偏った可能性がある。

各社に懸念事項と行政・業界への期待を尋ねた自由記述回答の設問では、読書バリアフリー法施行後において求められる支援の形について、過去電子データを提供した出版社の知見から参考となる意見が見いだせたと考えられる。

今回アンケートに回答した出版社は読書バリアフリー法とデータの提供に高い関心を示し、対応を検討している、あるいはすでに提供を行っていた。しかし提供をすでに行っている社については、今後の読書バリアフリー法の施行によって申込みが増加すれば経費的にも作業負担の面でも対応は困難であるという見解を示している社もあり、限られたリソースの中で苦慮している現状が伺えた。

一方対応を断るとした社は社内のデータ生成のプロセスが整っていないことが提供を断る大きな理由であった。そもそも出版社は提供を行う書籍のテキストデータを所有していない場合が多く印刷会社にテキスト抽出を依頼する契約等のプロセスが整っていない。このテキスト抽出のための経費負担を障害者側が負担するのか、出版社側が負担するのか、あるいは公的な補助金等で負担するのかという課題が明らかになった。

これまで障害者等への電子データ提供は少数の出版社が中心となって取り組みを行ってきたが、申し込みが少数であったため、経費面でも作業面でも対応してきたと考えられる。現状の出版社の負担が大きい個別対応のモデルでは、今後の取り組み増加も期待できない。

自由回答にもあったようなデータ管理を行う団体や障害者サービスを行う公共機関との連携が今後必要になると考える。また、経費負担は現状、障害者に通常の書籍購入費の数倍の価格の負担を強いるか、出版社が負担を負うケースに分かれることが回答から確認できた。今後のデータ提供の促進を考えると現状のやり方の延長では困難と考える。

提供を行う出版社の負担にならず、かつ障害者側も最低限通常の書籍購入費と同程度の負担で済むような公的な資金補助、補償を検討する段階になったと結論付ける。

また、今回は障害者等への電子データ提供の現状に関連して、電子書籍と電子図書館サービス提供作品のTTS許諾についても設問を設けた。電子書籍、電子図書館によるTTS可能な作品の提供は出版社の懸念するデータ流出のリスクも少なく、多くの障害者等の読書を可能にする。しかしながらその現状もまた、取り組みが多いとは言えない結果となった。電子データ提供の取り組みのハードルが大きい現状では、こうした電子出版、電子図書館サービスへのTTS許諾作品の増加を図る取り組みが必要だろう。

## 4.2. 今後の課題

本研究では主に出版社に障害者等への電子データ提供の現状と意向などを確認したが、前項で触れたように回

読書バリアフリー法施行に伴うアクセシブルな電子データ提供に関する出版社の意識と課題(Ⅱ): 出版社への質問紙調査を通して

答は電子データ提供をすでに行っている出版社の回答に偏った可能性がある。大手出版社や電子データ提供の知見のないその他の出版社についての現状を確認する必要があるだろう。また先行研究当時と現在での障害当事者のニーズの変化についても明らかにする必要があるだろう。

また、本研究では個別具体的な電子データ提供の事例は尋ねなかった。しかしながら個別の事例を掘り下げることで今後の電子データ提供における知見として有用なものとなると考える。これらの観点を今後の課題として挙げたい。

### 参考文献

- [1]植村要,「出版社から読者へ、書籍テキストデータの提供を困難にしている背景について」,立命館大学大学院先端総合学術研究科紀要「Core Ethics」vol.4,pp.13-24 立命館大学大学院先端総合学術研究科,2008, <https://www.r-gscefs.jp/pdf/ce04/uk01.pdf> (2019年11月29日参照)
- [2]植村要・山口真紀・櫻井悟史・鹿島萌子,「書籍のテキストデータ化にかかるコストについての実証的研究—視覚障害者の読書環境の改善に向けて—」,立命館大学大学院先端総合学術研究科紀要「Core Ethics」vol.6,pp.37-49 立命館大学大学院先端総合学術研究科,2010, <https://www.r-gscefs.jp/pdf/ce06/uk01.pdf> (2019年11月29日参照)
- [3]外務省,「障害者の権利に関する条約(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)」,<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf> (2019年11月29日参照)
- [4]外務省,「盲人,視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約(略称:視覚障害者等による著作物の利用機会促進マラケシュ条約)」,<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000343334.pdf> (2019年11月29日参照)
- [5]株式会社富士ゼロックス,「教科書デジタルデータ運用マニュアル 入手した教科書デジタルデータの取り扱い方」,2012, [https://www.fujixerox.co.jp/company/social/resource/textbook/pdf/manual\\_0101.pdf](https://www.fujixerox.co.jp/company/social/resource/textbook/pdf/manual_0101.pdf) (2019年11月29日参照)
- [6]国会図書館,「公共図書館における障害者サービスに関する調査研究(平成30年8月)」,図書館調査研究リポート No.17,2018,[http://current.ndl.go.jp/files/report/no17/lis\\_rr\\_17.pdf](http://current.ndl.go.jp/files/report/no17/lis_rr_17.pdf) (2019年11月29日参照)
- [7]衆議院,「議案情報 法律第四十九号(令元・六・二八) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」,<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/198/pdf/s1001980321980.pdf> (2019年11月29日参照)
- [8]独立行政法人国立特別支援教育総合研究所,「視覚障害のある児童生徒のための教科書 デジタルデータの活用及びデジタル教科書の在り方に関する研究—我が国における現状と課題の整理と諸外国の状況調査を踏まえて—」,2016, <http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/12447/saika4.pdf> (2019年11月29日参照)
- [9]小松幸男・植村八潮・野口武悟・樋口清一「読書バリアフリー法施行に伴うアクセシブルな電子データ提供に関する出版社の意識と課題:出版社への質問紙調査を通して」『情報メディア学会第21回研究会発表資料』,P.36-40、2019年11月。
- [10]内閣府,「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」,[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/law\\_h25-65\\_ruby.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/law_h25-65_ruby.pdf) (2019年11月29日参照)
- [11]日本 DAISY コンソーシアム,「日本 DAISY コンソーシアムについて」,<http://www.normanet.ne.jp/~jdc/> (2019年11月29日参照)
- [12]文化庁,「著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)について」,[http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30\\_hokaisei/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/) (2019年11月29日参照)
- [13]文部科学省,「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」,[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/kakudai/houritsu/08092210.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kakudai/houritsu/08092210.htm) (2019年11月29日参照)

### 【謝辞】

ご多忙のところ、本調査にご協力いただいた出版社のみなさまに感謝申し上げます。